

墨田区特別職の期末手当支給月数改定案

【案】 一般職員特別給（勤勉手当を含める。）支給月数の削減率と同一の割合による削減

現行月数	勧告月数	削減月数	削減割合()	削減月数	削減後年間支給月数
4 . 6 5	4 . 6 0	0 . 0 5	1 . 0 7 5 %	3 . 7 2 月 × 1 . 0 7 5 % 0 . 0 4 月	3 . 7 2 月 - 0 . 0 4 月 = 3 . 6 8 月

小数点以下第 4 位四捨五入

	現行	改定案（ R 2 年度 ）	R 3 年度以降
6 月	1 . 7 3 5 月	1 . 7 3 5 月	1 . 7 1 5 月
1 2 月	1 . 7 3 5 月	1 . 6 9 5 月	1 . 7 1 5 月
3 月	0 . 2 5 月	0 . 2 5 月	0 . 2 5 月
合計	3 . 7 2 月	3 . 6 8 月	3 . 6 8 月